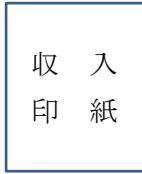


産業廃棄物処理委託契約書

【処分用】



排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
処分業者： 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（以下「乙」という。）は、
甲の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（法令等の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令等を遵守するものとする。

第2条（対象事業所）

甲が乙に処分業務を委託する産業廃棄物の排出事業場は、別表1のとおりとする。

第3条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付するものとする。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲 [産業廃棄物]

許可都道府県・政令市： 佐賀県
許可の有効期限： 許可証のとおり
事業範囲： 許可証のとおり
産業廃棄物の種類： 許可証のとおり
許可の条件： 許可証のとおり
許可番号： 04145144015

2（委託する産業廃棄物の種類、数量、処理単価）

- (1) 甲が、乙に委託する産業廃棄物の種類、数量、処理単価は別表2のとおりとする。
- (2) 処理単価が経済情勢の変化等により不相応となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3（処分の場所、処分方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を別表2のとおり処分する。

- (1) 中間処理過程で発生する余熱を回収し、発電を行い、施設内で利用する。
- (2) 中間処理後の燃え殻は熔融処理を行い、発生した熔融スラグを乙が所有する管理型最終処分場の覆土材に利用する。

4（最終処分の場所、処分方法及び処理能力）

甲から乙に委託された産業廃棄物の中間処理後の最終処分先（覆土材としての利用先）については別表3のとおりとする。

5（収集運搬業者）

甲が排出した産業廃棄物の乙の事業場への運搬は、甲が自ら行うか、若しくは別表4に定める収集運搬業者が行うものとする。

6（産業廃棄物管理票）

- (1) 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記載し、乙に交付する。
- (2) 甲及び乙は、法令等に基づきマニフェストを運用、管理、保管する。
- (3) 甲及び乙は、マニフェストの取り扱いについて、法令等が定める情報処理センターが提供する電子マニフェストシステムによる運用に代えることができる。

第4条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、あらかじめ書面により乙に提供しなければならない。情報の提供様式は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」に定める廃棄物データシート、又は当該データシートを参考に作成した、別表5「適正処理に必要な情報」とする。

2 甲は、乙に委託する産業廃棄物について法令等で規定する分析方法を用い、公的分析機関又は計量証明事業所による分析を行い、分析結果を乙に提供しなければならない。

なお、分析結果は提供の6ヶ月以内のものとし、提供の時期については、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障の生ずる恐れのある場合の性状等の変動幅は、製造工

程又は、産業廃棄物の発生工程の変化による性状の変化や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めるものとする。

- 4 甲は、乙に委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す。引き渡しに容器等を用いる場合は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」を参照し、当該容器に表示する。
- 5 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェスト記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は当該産業廃棄物の引き取りを一時停止し、甲にマニフェストの記載修正を求め、内容を確認のうえ当該産業廃棄物を引き取るものとする。

第5条（義務と責任）

1（甲）

- (1) 甲は、処分を委託する産業廃棄物に、処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないよう注意する。万一、混入したことにより乙の業務に重大な支障が生じ、又は生じる恐れのある場合は、乙は委託物の引き取りを拒否することができる。この場合において、甲は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (2) 甲は、甲の排出した産業廃棄物を乙の事業場へ適正に搬入するために、甲が自ら運搬するか、若しくは適正な委託のもとで収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。

2（乙）

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。
ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第6条（処理料金・消費税・産業廃棄物税の支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する処理料金は、別表2に定める単価及び、乙の事業所における計量で確定した数量を基に算出する。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する処理料金に対する消費税は、甲が負担する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する産業廃棄物税は、甲が負担する。ただし、乙が熱回収施設設置者に認定され、甲の委託する産業廃棄物が当該熱回収施設において処分される場合は、産業廃棄物税は免除される。
- 4 乙は、処理料金、消費税、産業廃棄物税について、月毎にまとめて甲に請求するものとし、甲は原則として請求書を受け取った月の月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。この場合の振り込み手数料は、甲の負担とする。

第13条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに違反したとき又は法令等の規定に違反するとき、相互に何ら通知催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約の各条項のいずれかに違反した場合で、相手方が是正を勧告したにもかかわらず、正当な理由なく、是正しないとき
 - (2) 監督行政省庁より業務停止又は、本契約の履行に必要な許認可、免許等の取消・停止等の処分を受けたとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申し立てがあったとき
 - (4) 破産手続き開始、民事再生手続き等の申し立てがあったとき
 - (5) その他、本契約を継続しがたい事由が生じたとき
- 2 前項の解除権を行使した者は、相手方に対する損害の賠償を、請求することができる。
- 3 第1項各号のいずれかに該当し、契約の解除を受けた者は、解除により生じた損害について相手方に当該損害の賠償を請求することができない。
- 4 甲又は乙から本契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から搬入された産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が本契約を解除した場合
 - ア 乙は、本契約が解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れない。乙は、甲から搬入された未処理の産業廃棄物の処分を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえで、許可を有する他の業者に、自己の費用をもって行わせなければならない。
 - イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が無いときは、乙はその旨を甲に通知し、資金の無いことを明確にしなければならない。
 - ウ 乙が上記「イ」に該当する場合、甲は当該事業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、甲から搬入された未処理の産業廃棄物の処分を行なわしめるものとし、乙に対して甲が負担した費用の償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が本契約を解除した場合
 - 乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲から搬入された未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬したうえ、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号に該当しないこと、並びに「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表）に定義される、反社会的勢力に該当しないことを将来にわたり、相互に確約する。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
 - (8) 役員等（受託者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の請負契約を締結する事務所の代表者を、受託者が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時業務委託の請負契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者
 - (9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- 2 甲及び乙は、相手方が前項及び前項の各号に該当することが判明したときは、何らの催告なく本契約を解除し、かつ、これにより発生した損害の賠償を請求することができる。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は、本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第16条（有効期間）

- 1 本契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
ただし、本契約は令和5年12月末日をもって解約となる。
- 2 甲または乙は、相手方への書面による通知により、いつでも本契約を解約することができる。ただし、本契約に基づいて甲から搬入された産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、第13条第4項の規定を準用する。
- 3 第13条、第14条及び、前項の規定にかかわらず、第1条、第8条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続する。

第17条（保存義務）

甲及び乙は、本契約を解約したとき及び、本契約を解除したときは本契約書及び、本契約書に添付された書面等を、解約日又は解除日の翌日から5年間保存する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地

名 称

代表者

乙 所在地 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20

名 称 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団

代表者 理事長 原 惣 一 郎